

国の責任による福島県の19歳以上の甲状腺にかかわる医療費無料化要請書

提出日：2014年 月 日

復興大臣 根本 匠 様
環境大臣 石原 伸晃 様

福島県の県民健康管理調査による甲状腺2次検査の結果、2013年11月15日検査分までで、871名が「通常診療等」で精査または経過観察となっています。そのうち細胞診受診者は369人で悪性または悪性疑いは75人（うち手術した人は34人で、良性結節1、乳頭ガン32、低分化ガンの疑い1）となっています。

政府は、県民健康管理調査の甲状腺2次検査の結果は福島原発事故によらない「ベースライン」であるという見解です。しかし、事故によって放射性ヨウ素が放出され、それを子供が吸入・摂取しており、個々人の甲状腺被曝線量を正確に推計できない以上、甲状腺におきているさまざまな症状・所見が福島原発事故のせいでないとは断言できません。また、原発事故がなければ、38万人もの子供たち全員が甲状腺検査を受ける必要もなく、これだけ多くの子供たちが経過観察や治療が必要との診断を受けることもなかったのです。

2次検査の範疇の細胞診などの検査療費は県民健康管理調査の費用で支援されますが、通常の保険診療に移行して検査や治療を受ける場合の費用は保険診療扱いとなります。甲状腺手術の費用および今後長期間の診療や薬の費用は県民健康管理調査の支援対象外で保険診療扱いとなります。甲状腺を全摘した場合には、生涯にわたって甲状腺ホルモン剤を服用しなければなりません。

これらの保険診療の医療費については、すでに19歳以上になっている福島県住民は福島県の「子育て支援」による医療費支援の対象外で、個人負担せざるを得ない事態が生じています。今後、事故当時18歳以下であった子ども達が成長するにつれ、自己負担となる人は増えて行きます。

国策として原子力を推進してきた結果として炉心溶融事故を起こし、放射能の大量放出を防げず、的確な情報提供を行わず、ずさんな避難指示により、人々を被ばくさせた責任、避けられたはずの被曝を避けるよう指示しなかった責任、事故後早期に甲状腺被曝量を測定・評価しなかった国の責任は重大です。

私たちは、国の責任で、福島県の18歳以下の医療費無料施策とは別途に、福島県の19歳以上の甲状腺にかかわる医療費の無料化を早急に実施することを求めます。

要請事項

国の責任で、福島県の19歳以上の甲状腺にかかわる医療費を無料化してください。

以上

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆二世団体連絡協議会、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、ヒバク反対キャンペーン

連絡先：原子力資料情報室 渡辺美紀子 TEL. 03-3357-3800 (FAX は 3801) 〒162-0065 新宿区住吉町8-5 曙橋コーポ2階B

ヒバク反対キャンペーン 建部暹 Tel&Fax : 0790-66-3084 〒671-2415 姫路市安富町皆河1074